

E

令和 5年 6月 9日提出

## 第 2 回市議会定例会追加議案（2）

浜 松 市

## 議 案 件 目

第 71 号議案	令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 72 号議案	令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 73 号議案	令和 5 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 74 号議案	令和 5 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 75 号議案	令和 5 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 76 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	3
第 77 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	5
第 78 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部改正について	7
第 79 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	9
第 80 号議案	浜松市税条例の一部改正について	13
第 81 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	41
第 82 号議案	浜松市介護保険条例等の一部改正について	45
第 83 号議案	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の 一部改正について	49
第 84 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	53
第 85 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	57
第 86 号議案	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止 及び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について	63
第 87 号議案	磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	69
第 88 号議案	袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	71
第 89 号議案	湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	73
第 90 号議案	森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	75
第 91 号議案	小字の廃止について	77
第 92 号議案	工事請負契約締結について （浜松市立西部中学校校舎改築工事（解体工事））	87

第 76 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

浜松市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年浜松市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印し、又は署名しなければならない。</u></p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに記名押印し、又は署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 77 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市印鑑条例の一部改正について

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市印鑑条例（昭和52年浜松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>民間端末機</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら<u>民間端末機</u>（<u>民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u>）において、<u>個人番号カード</u>（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）を使用し、<u>かつ、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(<u>通信端末機器</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら<u>通信端末機器</u>（<u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u>）において、<u>利用者証明用電子証明書</u>（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u>）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 78 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律施行条例の一部改正について

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介





第 79 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例(平成17年浜松市条例第197号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																								
別表第2(第8条・第21条関係)		別表第2(第8条・第21条関係)																																								
1 浜松市浜北体育館		1 浜松市浜北体育館																																								
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																							
利用区分																																										
競技場専用利用	<table border="1"> <tr> <td>全面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 1,420</td> <td>円 1,520</td> <td>円 760</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 710</td> <td>円 760</td> <td>円 380</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全面	体育活動に利用する場合	円 1,420	円 1,520	円 760		(略)				半面	体育活動に利用する場合	円 710	円 760	円 380		(略)				<table border="1"> <tr> <td>全面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 1,750</td> <td>円 2,280</td> <td>円 1,140</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 870</td> <td>円 1,140</td> <td>円 570</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全面	体育活動に利用する場合	円 1,750	円 2,280	円 1,140		(略)				半面	体育活動に利用する場合	円 870	円 1,140	円 570		(略)			
全面	体育活動に利用する場合	円 1,420	円 1,520	円 760																																						
	(略)																																									
半面	体育活動に利用する場合	円 710	円 760	円 380																																						
	(略)																																									
全面	体育活動に利用する場合	円 1,750	円 2,280	円 1,140																																						
	(略)																																									
半面	体育活動に利用する場合	円 870	円 1,140	円 570																																						
	(略)																																									
(略)		(略)																																								
備考 (略)		備考 (略)																																								
2・3 (略)		2・3 (略)																																								
4 浜松市天竜体育館		4 浜松市天竜体育館																																								
(1) 施設		(1) 施設																																								
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																							
利用区分																																										
全面	<table border="1"> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 360</td> <td>円 690</td> <td>円 340</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他に利用する場合</td> <td>円 1,810</td> <td>円 3,660</td> <td>円 1,830</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 1,720</td> <td>円 3,300</td> <td>円 1,650</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他に利用する場合</td> <td>円 5,400</td> <td>円 11,000</td> <td>円 5,500</td> </tr> </table>	入場料を徴収しない場合	体育活動に利用する場合	円 360	円 690	円 340		その他に利用する場合	円 1,810	円 3,660	円 1,830	入場料を徴収する場合	体育活動に利用する場合	円 1,720	円 3,300	円 1,650		その他に利用する場合	円 5,400	円 11,000	円 5,500	<table border="1"> <tr> <td>全面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 360</td> <td>円 690</td> <td>円 340</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他に利用する場合</td> <td>円 1,810</td> <td>円 3,660</td> <td>円 1,830</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>体育活動に利用する場合</td> <td>円 180</td> <td>円 340</td> <td>円 170</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他に利用する場合</td> <td>円 900</td> <td>円 1,830</td> <td>円 910</td> </tr> </table>	全面	体育活動に利用する場合	円 360	円 690	円 340		その他に利用する場合	円 1,810	円 3,660	円 1,830	半面	体育活動に利用する場合	円 180	円 340	円 170		その他に利用する場合	円 900	円 1,830	円 910
入場料を徴収しない場合	体育活動に利用する場合	円 360	円 690	円 340																																						
	その他に利用する場合	円 1,810	円 3,660	円 1,830																																						
入場料を徴収する場合	体育活動に利用する場合	円 1,720	円 3,300	円 1,650																																						
	その他に利用する場合	円 5,400	円 11,000	円 5,500																																						
全面	体育活動に利用する場合	円 360	円 690	円 340																																						
	その他に利用する場合	円 1,810	円 3,660	円 1,830																																						
半面	体育活動に利用する場合	円 180	円 340	円 170																																						
	その他に利用する場合	円 900	円 1,830	円 910																																						

		する場 合			
半 面	入場料 を徴収 しない 場合	体育活 動に利 用する 場合	180	340	170
		その他 に利用 する場 合	900	1,830	910
	入場料 を徴収 する場 合	体育活 動に利 用する 場合	860	1,650	820
		その他 に利用 する場 合	2,700	5,500	2,750
備考 (略)			備考 (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
5～11 (略)			5～11 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例の一部改正)

第2条 浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 浜松市雄踏グラウンド		3 浜松市雄踏グラウンド	
(1) グラウンド		(1) グラウンド	
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき	利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき
1面につき	550円	1面につき	820円
備考 (略)		備考 (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
4～10 (略)		4～10 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市庭球場条例の一部改正)

第3条 浜松市庭球場条例（平成17年浜松市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>別表（第8条・第20条関係）</p> <p>1 浜松市天竜庭球場</p> <p>(1) コート</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">利用時間区分 利用区分</td> <td style="width: 70%;">午前9時から午後9時まで で 2時間につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1面につき</td> <td style="text-align: right;"><u>660円</u></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで で 2時間につき	1面につき	<u>660円</u>	<p>別表（第8条・第20条関係）</p> <p>1 浜松市天竜庭球場</p> <p>(1) コート</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">利用時間区分 利用区分</td> <td style="width: 70%;">午前9時から午後9時まで で 2時間につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1面につき</td> <td style="text-align: right;"><u>990円</u></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで で 2時間につき	1面につき	<u>990円</u>
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで で 2時間につき								
1面につき	<u>660円</u>								
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで で 2時間につき								
1面につき	<u>990円</u>								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市新橋体育センター条例の一部改正)

第4条 浜松市新橋体育センター条例（昭和53年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表（第3条・第8条関係）</p> <p>1 体育館</p> <p>(1) 施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">利用時間区分 利用区分</td> <td style="width: 20%;">午前9時から午後6時まで で 1時間につき</td> <td style="width: 20%;">午後6時から午後9時まで で 1時間につき</td> <td style="width: 40%;">午後9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育室専用利用</td> <td style="text-align: center;">円 <u>1,570</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>2,480</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>1,240</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>780</u></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>1,240</u></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>620</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで で 1時間につき	午後6時から午後9時まで で 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	体育室専用利用	円 <u>1,570</u>	円 <u>2,480</u>	円 <u>1,240</u>		半面 <u>780</u>	半面 <u>1,240</u>	半面 <u>620</u>	<p>別表（第3条・第8条関係）</p> <p>1 体育館</p> <p>(1) 施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">利用時間区分 利用区分</td> <td style="width: 20%;">午前9時から午後6時まで で 1時間につき</td> <td style="width: 20%;">午後6時から午後9時まで で 1時間につき</td> <td style="width: 40%;">午後9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育室専用利用</td> <td style="text-align: center;">円 <u>1,750</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>2,810</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>1,400</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>870</u></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>1,400</u></td> <td style="text-align: center;">半面 <u>700</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで で 1時間につき	午後6時から午後9時まで で 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	体育室専用利用	円 <u>1,750</u>	円 <u>2,810</u>	円 <u>1,400</u>		半面 <u>870</u>	半面 <u>1,400</u>	半面 <u>700</u>
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで で 1時間につき	午後6時から午後9時まで で 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																						
体育室専用利用	円 <u>1,570</u>	円 <u>2,480</u>	円 <u>1,240</u>																						
	半面 <u>780</u>	半面 <u>1,240</u>	半面 <u>620</u>																						
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで で 1時間につき	午後6時から午後9時まで で 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																						
体育室専用利用	円 <u>1,750</u>	円 <u>2,810</u>	円 <u>1,400</u>																						
	半面 <u>870</u>	半面 <u>1,400</u>	半面 <u>700</u>																						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の浜松市総合体育館条例、浜松市運動広場条例、浜松市庭球場条例及び浜松市新橋体育センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 80 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の2様式若しくは</u>施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p>
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出すると同時にその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出すると同時にその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る</p>

税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は法第321条の11の規定による法人の市民税に係る更正又は決定の通知書を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号におい

税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は法第321条の11の規定による法人の市民税に係る更正又は決定の通知書を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同

て同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3・4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第100条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第98条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第98条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3・4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第100条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第98条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第98条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。



2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第103条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第103条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（そ

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第103条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第103条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（そ

の提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第11条 法附則第15条から第15条の3の2まで、附則第63条又は附則第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4」とあるのは、「若しくは第349条の3の4又は附則第15条から第15条の3の2まで、附則第63条若しくは附則第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

の提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第11条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は附則第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4」とあるのは、「若しくは第349条の3の4又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは附則第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 (略)

27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 (略)

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申

告書に施行規則附則第7条第8号各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物

告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9～11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物

の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第20条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第20条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第20条の6 (略)

2 (略)

の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第20条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第82条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車  
両番号の指定（次項から第8項までにおい  
て「初回車両番号指定」という。）を受け  
た月から起算して14年を経過した月の属  
する年度以後の年度分の軽自動車税の種別  
割に係る第83条の規定の適用について  
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第  
83条の規定の適用については、当該軽自  
動車が令和2年4月1日から令和3年3月  
31日までの間に初回車両番号指定を受け  
た場合には令和3年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号  
に掲げる法第446条第1項第3号に規定

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第21条 法附則第30条第1項に規定する  
三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車  
両番号の指定（次項から第4項までにおい  
て「初回車両番号指定」という。）を受け  
た月から起算して14年を経過した月の属  
する年度以後の年度分の軽自動車税の種別  
割に係る第83条の規定の適用について  
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第  
83条の規定の適用については、当該軽自  
動車が令和4年4月1日から令和8年3月  
31日までの間に初回車両番号指定を受け  
た場合には、当該初回車両番号指定を受け  
た日の属する年度の翌年度分の軽自動車税  
の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)あ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)い	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)あ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)い	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間



に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車  
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合には令和5年度分の軽自動車  
税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗  
用のものを除く。）に対する第83条の規  
定の適用については、当該軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
の間に初回車両番号指定を受けた場合には  
令和4年度分の軽自動車税の種別割に限  
り、当該軽自動車  
が令和4年4月1日から  
令和5年3月31日までの間に初回車両番  
号指定を受けた場合には令和5年度分の軽  
自動車税の種別割に限り、第2項の表の左  
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ  
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受  
ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用  
の乗用のものに限る。）に対する第83条  
の規定の適用については、当該ガソリン軽  
自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3  
月31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合には令和4年度分の軽自動車税の  
種別割に限り、当該ガソリン軽自動車  
が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合に

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受  
ける三輪以上の法第446条第1項第3号  
に規定するガソリン軽自動車（以下この項  
及び次項において「ガソリン軽自動車」と  
いう。）  
（営業用の乗用のものに限る。）  
に対する第83条の規定の適用について  
は、当該ガソリン軽自動車  
が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には、当該初  
回車両番号指定を受けた日の属する年度の

は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の

翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の

課税の特例)

第22条の2 昭和63年度から令和5年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場

課税の特例)

第22条の2 昭和63年度から令和8年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場

<p>合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの<u>及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控</p>

除)

第34条の8 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(個人の市民税の徴収方法)

第38条 個人の市民税の徴収については、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該

除)

第34条の8 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 (略)

(個人の市民税の徴収方法等)

第38条 個人の市民税の徴収については、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該

年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外

年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項、第47条の2並びに第47条の5において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外

の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方

に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収

法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそ

することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期におい



それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特

て、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別

別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条

徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条

の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又

<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による申告書を給与支払者を</u> <u>経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を</u> <u>経由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の</u> <u>中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を</u> <u>経由して提出した場合に</u></p>

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他同項に規定する総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する

は、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第3項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他同項に規定する総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の2第5項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する

<p>電磁的方法をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>電磁的方法をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第4条第1項の規定 令和5年7月1日
- (2) 第3条並びに次条第1項並びに附則第4条第3項及び第5項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第4条及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「6年新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第4条の規定による改正後の浜松市税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき浜松市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 第2条の規定による改正後の浜松市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の浜松市税条例附則第20条の2及び附則第20条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 6年新条例附則第20条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 6年新条例附則第21条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。





第 81 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土木・建築	(1)～(19) (略)	土木・建築	(1)～(19) (略)
	(20)～(28) (略)		(20) 建築物の延べ面積の特例認定の申請 27,000
	(29)～(86) (略)		(21)～(29) (略)
	(87) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第89号までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあつては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下第89号までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が (ア)～(キ) (略)		(30) 高度地区における建築物の高さの特例許可の申請 160,000
			(31)～(88) (略)
			(89) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第91号までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあつては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下第91号までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が (ア)～(キ) (略)

<p>イ～エ (略)</p> <p>(88)～(93) (略)</p> <p>(94) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、<u>第90号</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(95)～(106) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>(90)～(95) (略)</p> <p>(96) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、<u>第92号</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(97)～(108) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年浜松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

土木・建築	<p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請 <u>(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号(同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。))に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。))を添付する場合を除く。</u></p>	土木・建築	<p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請</p>	を
-------	--	-------	--	---

土 木 ・ 建 築	(1)～(107) (略) (108) マンション管理計画の 認定又は認定の更新の申請 <u>(マンションの管理の適正          化の推進に関する法律第5条          の4各号(同法第5条の6第2          項において準用する場合を          含む。)に掲げる基準に適合          していることを確認するこ          とができる書面(市長が別に          定めるものに限る。)を添付          する場合を除く。)</u>	土 木 ・ 建 築	(1)～(107) (略) (108) マンション管理計画の 認定又は認定の更新の申請	に
-----------------------	---	-----------------------	---	---

改める。

4 浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第106号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第108号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 82 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市介護保険条例等の一部改正について

浜松市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市介護保険条例等の一部を改正する条例

(浜松市介護保険条例の一部改正)

第1条 浜松市介護保険条例(平成12年浜松市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(普通徴収に係る納期) 第5条 (略)	(普通徴収に係る納期) 第5条 (略)
	<u>2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期と異なる納期を定めることができる。</u>
<u>2・3</u> (略)	<u>3・4</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 浜松市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から <u>令和5年3月31日</u> までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。	3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から <u>令和5年5月31日</u> までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 浜松市国民健康保険条例(昭和34年浜松市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(普通徴収に係る保険料の納期) 第16条 (略)	(普通徴収に係る保険料の納期) 第16条 (略)
	<u>2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期と異なる納期を定めることができる。</u>

2 (略)	3 (略)
-------	-------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。	3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和5年5月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





第 83 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(浜松市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p>

(1)～(15) (略)

(16) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。

(17)～(20) (略)

(その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)

第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。

(1)～(15) (略)

(16) 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。

(17)～(20) (略)

(その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)

第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。



第 84 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後													
別表第3（第10条・第29条関係）		別表第3（第10条・第29条関係）													
1～13（略）		1～13（略）													
14 明神池運動公園		14 明神池運動公園													
(1)（略）		(1)（略）													
(2) 庭球場		(2) 庭球場													
ア 施設		ア 施設													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分 利用区分</th> <th>午前9時から午後9時 まで 2時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 1面につき</td> <td><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き</td> <td><u>320円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき	一般 1面につき	<u>640円</u>	小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>320円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分 利用区分</th> <th>午前9時から午後9時 まで 2時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 1面につき</td> <td><u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き</td> <td><u>480円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき	一般 1面につき	<u>960円</u>	小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>480円</u>
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき														
一般 1面につき	<u>640円</u>														
小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>320円</u>														
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時 まで 2時間につき														
一般 1面につき	<u>960円</u>														
小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>480円</u>														
備考（略）		備考（略）													
イ～エ（略）		イ～エ（略）													
15 美蘭中央公園		15 美蘭中央公園													
庭球場		庭球場													
(1) 施設		(1) 施設													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分 利用区分</th> <th>午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 1面につき</td> <td><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き</td> <td><u>320円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分 利用区分	午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき	一般 1面につき	<u>640円</u>	小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>320円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分 利用区分</th> <th>午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 1面につき</td> <td><u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き</td> <td><u>480円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分 利用区分	午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき	一般 1面につき	<u>960円</u>	小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>480円</u>
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき														
一般 1面につき	<u>640円</u>														
小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>320円</u>														
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後5時 まで（5月1日から8月 31日までは、午後7時 まで） 2時間につき														
一般 1面につき	<u>960円</u>														
小学校の児童及び中 学校の生徒 1面につ き	<u>480円</u>														
備考（略）		備考（略）													
(2)（略）		(2)（略）													
16～19（略）		16～19（略）													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について

適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。





第 85 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置<u>（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）</u></p> <p><u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本</u></p>

<p>4 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p><u>産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市火災予防条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、<u>分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。</u></u></p>

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その<sup>きょう</sup>管体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講

以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その<sup>きょう</sup>管体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のもの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講じること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突

<p>じること。</p> <p>(13) <u>コネクタ</u> <u>(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u> について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を防止する措置を講じること。</p> <p>(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 <u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u> について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u> を内蔵しないこと。</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の浜松市火災予防条例(以下「新条例」という。)第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2

項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号（市長が定める図記号に限る。）のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定は適用しない。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている第2条の規定による改正後の浜松市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る浜松市火災予防条例の規定の適用については、なお従前の例による。

第 86 号 議 案

令和 5年 6月 9日 提 出

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 市内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。
- (2) 堆積等 堆積又は放置をいう。
- (3) 不良な生活環境 住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺が次に掲げる状態その他の生活環境が著しく損なわれている状態にあることをいう。
  - ア 悪臭が発生している状態
  - イ ねずみ又は衛生害虫が発生している状態
  - ウ 火災、堆積物の崩落その他の危険が発生するおそれがある状態
- (4) 堆積物 不良な生活環境の原因となっている物をいう。
- (5) 堆積者 自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、関係機関その他の関係者をいう。
- (7) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の発生の防止及び解消は、次に掲げる基本方針にのっとり推進されなければならない。

- (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 市は、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合



は、第7条の規定による支援を行うとともに、必要に応じて第11条から第13条までの規定による対策を適切に講じること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講じる責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させてはならない。

2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域において不良な生活環境を発生させることのないよう努めなければならない。

3 市民は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 住居等の所有者等（居住者を除く。以下この条、第8条第4項、第10条及び第11条第3項において同じ。）は、当該住居等において不良な生活環境を発生させないよう努めなければならない。

2 住居等の所有者等は、当該住居等において不良な生活環境が発生している場合には、当該住居等に係る堆積者と協力し、当該不良な生活環境を解消するよう努めなければならない。

3 住居等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、第4条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第7条 市長は、不良な生活環境の発生を防止し、及び解消するため、市民等からの相談に応じるとともに、必要があると認めるときは、物の堆積等の状態を調査し、及び把握した上で、市民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市長は、堆積者に対し、必要に応じて生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

3 市長は、不良な生活環境を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該不良な生活環境の解消のために必要な支援を行うことができる。

4 市長は、不良な生活環境を解消した場合においては、再び不良な生活環境が発生しないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上

の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう支援を行わなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、物の堆積等の状態、住居等の使用及び管理の状況並びに住居等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、必要な調査をし、又は当該堆積者、当該堆積者の親族若しくは当該堆積者と同居している者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、堆積者を確知することができないときは、物の堆積等がある住居等（これに隣接する土地を含む。以下同じ。）の所有者等を確知するために必要な調査をすることができる。

3 市長は、物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があると認めるときは、この条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該所有者等を確知するために有用なものについては、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等に対し、当該住居等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該住居等に立ち入らせ、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報提供の求め)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条（第4項を除く。）の規定による支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にある

と認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう勧告することができる。

- 3 市長は、不良な生活環境にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該住居等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(行政代執行)

第13条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が当該命令に従わないため行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による代執行を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(審議会)

第14条 市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市不良な生活環境対策審議会を置く。

- 2 審議会は、第12条第2項及び前条に規定するもののほか、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長の諮問に応じ審議する。

- 3 審議会は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体が推薦する者

- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由なく、第9条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第17条第1項の規定は、同年10月1日から施行する。

磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、協議により次のように規約を定め、磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成17年浜松市告示第186号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、協議により次のように規約を定め、袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成17年浜松市告示第187号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。





湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、協議により次のように規約を定め、湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成9年浜松市告示第90号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



第 90 号 議 案

令和 5年 6月 9日提 出

森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、協議により次のように規約を定め、森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成9年浜松市告示第91号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



小字の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による浜松都市計画事業浜松市船明土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり小字を廃止する。

浜松市長 中 野 祐 介

1 小字を廃止する区域

船明字上障子303から304まで、船明字中ノ坪305から312まで、313-1から313-5まで、314-1、315から316まで、317-1、318-1から318-9まで、319、342-1、343-1、344、345-1、346-1、348-1から348-9まで、349-1、350-1、351-1、352-1から352-2まで、353-1、354-1、355-1、356-1、357-1、462から469まで、470-1から470-9まで、471-1から471-2まで、472-1、473から485まで、486-1、487-1、488-1、489から493まで、494-1、495-1、499-1、500-1、501から502まで、503-1から503-2まで、504、505-1から505-2まで、506から508まで、509-1、511-1から511-5まで、513-1、514から523まで、524-1から524-2まで、525から527まで、528-1から528-6まで、529-1、530-1、531-1、532-1、533-1から533-7まで、534-1、534-3から534-5まで、535、536-1、537-1、538-1から538-3まで、538-6から538-7まで、539-1、船明字社宮路320-1から320-3まで、321-1から321-2まで、322、323-1から323-3まで、324-1から324-2まで、325から326まで、327-1から327-2まで、339から340まで、341-1から341-2まで、359-1から359-7まで、360、362-1から362-3まで、363-1から363-2まで、364から369まで、384-1から384-2まで、386、387-1、388から390まで、391-1、392-1、394-1、396-1、397-1から397-3まで、398-1から398-3まで、402-1から402-3まで、403-1から403-3まで、40

5-1から405-7まで、407、408-1から408-3まで、408-5から408-7まで、409-1から409-5まで、410-1から410-3まで、410-5、410-7から410-9まで、411-1、412-3から412-5まで、414-3から414-5まで、415-1から415-4まで、416-1から416-2まで、416-4、2643-1から2643-2まで、船明字中障子328-1から328-3まで、329-1から329-3まで、330-1から330-2まで、331から332まで、333-1から333-2まで、334-1から334-2まで、335-1から335-3まで、336から338まで、361、370、371-1から371-2まで、372-1から372-3まで、373-1から373-2まで、374、375-1から375-2まで、376-1から376-2まで、377-1から377-2まで、378-1から378-2まで、379-1から379-3まで、380-1から380-2まで、381-1から381-2まで、382-1から382-6まで、383-1から383-2まで、385-1から385-2まで、399、400-1から400-5まで、401-1から401-4まで、404-1から404-3まで、406、1415-1、1415-3、1416-1、1416-3から1416-4まで、1417-1、1417-3、1422-4から1422-5まで、1517、1518-1から1518-2まで、1519-1から1519-2まで、1520-1から1520-6まで、1521-1、1521-3から1521-5まで、1653-1から1653-3まで、2645-1から2645-2まで、船明字門ノ前417-1から417-2まで、418-1、418-3、419から421まで、422-1から422-6まで、423-1、424から425まで、426-1、427-1、428-1、429-1、430から442まで、443-1から443-2まで、444-1から444-2まで、445-1から445-3まで、446-1から446-3まで、447-1から447-3まで、448-1から448-2まで、449-1から449-2まで、450、451-1から451-2まで、452から458まで、459-1から459-2まで、460から461まで、2638、2640から2641まで、船明字高岡543-6から543-7まで、船明字東ノ谷868-2、船明字駒林907-2、908-1、908-3から980-4まで、909-1、910-1、910-3、911-2から911-3まで、927-1、927-4、929-1、969-1から969-7まで、970-1から970-2まで、984-1から984-2まで、984-4から984-7まで、985、986-1から986-2まで、987、988-1から988-2まで、990から992まで、993-1から993-3まで、994-1から994-2まで、994-4から994-5まで、999-1から999-2まで、1000-1から1000-3まで、1001-1から1001-2まで、1002、1013-1から1013-4まで、1014-1、1017-2から1017-3まで、1017-5、1020-1、1020-3、

1034、1035-1から1035-2まで、1036から1038まで、1058-1から1058-4まで、1072-1、1072-3、1083-1、2553-1から2553-4まで、2553-10から2553-14まで、2556-2から2556-4まで、2560-1、2560-3、2561、2572、2580-1、2580-3、2585-1、2585-4、2586-1、2587-1、船明字扇田930、931-1から931-6まで、932-1、933から934まで、935-1、936-1、937-1、938-2、945-1、950-1から950-3まで、950-10から950-20まで、952-1、953-1、954、957から959まで、963から964まで、966-1、967-1から967-12まで、968-1、972-1、973-1から973-2まで、973-4、974-1、976-1、976-3から973-4まで、977、978-1から978-2まで、979-1、979-3、982-1から982-2まで、983-1、989、2333から2334まで、2337から2340まで、2341-1から2341-2まで、2342、2365から2368まで、2376、2377-1から2377-2まで、2401-2、2403から2404まで、2405-1から2405-2まで、2406から2408まで、2409-1から2409-2まで、2410から2411まで、2412-1から2412-3まで、2413-2、2414-2から2414-3まで、2415、2416-1から2416-2まで、2417、2418-1、2418-3、2418-5、2419-1、2420-1から2420-3まで、2420-5から2420-10まで、2436から2437まで、2439、2441、2444-1から2444-4まで、2444-6から2444-7まで、2444-18から2444-20まで、2452から2453まで、2458、2460-3、2463-2、2480-4、2480-53、2488-2から2488-3まで、2492-2から2492-4まで、2494-1から2494-3まで、2495-1から2495-3まで、2496-2から2496-4まで、2499-2、2500-2から2500-8まで、2501-2、2520-2から2520-4まで、2520-58、2520-60から2520-63まで、2547-2、2552-2、2552-5から2552-10まで、2554-3から2554-4まで、2557-1、2562、2563-1から2563-10まで、2564-1、2565-1、2566-1から2566-2まで、2571-1、2573-1から2573-6まで、2575-1、2576-1から2576-2まで、2578から2579まで、船明字栗原955から956まで、960から962まで、965、2329-2から2329-6まで、2330-1、2331から2332まで、2335、2336-1から2336-2まで、2343から2344まで、2358から2361まで、2370-1から2370-2まで、2373-1から2373-5まで、2375、2378-2、2378-4、2379-1から2379-5まで、2380-1から2380-3まで、

2381-1から2381-2まで、2381-4から2381-5まで、2384-1、2384-4から2384-6まで、2385-1から2385-3まで、2386-1から2386-3まで、2387-1から2387-3まで、2388から2393まで、2394-1から2394-3まで、2395-1から2395-4まで、2396-1から2396-4まで、2397-1から2397-9まで、2398-1から2398-4まで、2399-1から2399-3まで、2400-1から2400-3まで、2401-1、2401-3から2401-4まで、2402、2413-3、2421-1から2421-2まで、2421-4から2421-6まで、2422-1から2422-2まで、2423から2432まで、2433-1から2433-2まで、2434-1から2434-2まで、2435-1から2435-2まで、2438、2440、2442から2443まで、2446、2447-1から2447-2まで、2450-1から2450-5まで、2451、2465-12から2465-15まで、2493-2から2493-3まで、2502-1から2502-5まで、2503-1、2503-3、2504-2から2504-6まで、2505-1から2505-3まで、2506-2から2506-4まで、2507-2から2507-5まで、船明字谷ケ田971-1から971-2まで、996-1、996-3から996-9まで、997-1、998-1から998-2まで、1006、1007-1から1007-11まで、1008-1、1008-3、1009-1、1012-1、1012-3、1015-1、1015-3、1016-1、1016-4、1017-1、1018から1019まで、1022、1023-1から1023-2まで、1023-4、1025-1、1025-3、1026から1028まで、1029-1、1029-3、1030-1から1030-6まで、1031-1から1031-2まで、1032から1033まで、1039、1040-1から1040-2まで、1041から1043まで、1044-1から1044-2まで、1045、1046-1、1046-3、1047-1、1047-3、1048-1、1049-1から1049-2まで、1050-1から1050-2まで、1050-4、1051-1から1051-2まで、1052-1、1053-1、1054-1から1054-2まで、1055から1057まで、1059-1から1059-2まで、1060-1から1060-2まで、1061から1062まで、1063-1から1063-2まで、1064-1から1064-2まで、1065-1から1065-2まで、1066-1から1066-15まで、1067-1から1067-2まで、1067-4、1068-1から1068-2まで、1068-4、1069-1から1069-2まで、1069-4から1069-5まで、1070から1071まで、1073から1075まで、1076-1、1077-1、1078から1082まで、1084から1099まで、1100-1から1100-2まで、1101から1104まで、1105-1、1106-1から1106-7まで、1107から1108まで、1109-1、1109-3、111



0、1111-1から1111-3まで、1112から1115まで、1116-1、1117-1、1118-1、1119-1、1120-1から1120-2まで、1121から1122まで、1123-1から1123-2まで、1124から1125まで、1126-1から1126-2まで、1127-1、1128から1131まで、1132-1、1133、1134-1、1135-1、1136から1139まで、1140-1から1140-2まで、1141-1から1141-3まで、1142-1から1142-2まで、1143、2639、船明字辻ノ前1003-1から1003-2まで、1004-1から1004-2まで、1005-1から1005-2まで、1155-1から1155-2まで、1159-1から1159-4まで、1165-1から1165-2まで、1166、1167-1から1167-2まで、1172から1173まで、1174-1から1174-2まで、1175、1176-1から1176-2まで、1178から1180まで、1184-1、1194-1から1194-3まで、1201から1206まで、1207-1から1207-2まで、1208-1から1208-2まで、1209-1から1209-2まで、1210、1211-1から1211-2まで、1212、1213-1から1213-2まで、1214、1215-1から1215-2まで、1216、1221から1222まで、1223-1から1223-2まで、1224-1から1224-2まで、1225-1から1225-3まで、1229、1241-1から1241-2まで、1242から1243まで、1251、1254-1から1254-3まで、1255-1から1255-3まで、1257、1260から1261まで、1262-1から1262-3まで、1263-1から1263-2まで、1265、1267-1から1267-2まで、1268-1から1268-2まで、1269-1から1269-2まで、1270-1から1270-2まで、1271、1273-1から1273-2まで、1274-1から1274-2まで、1275-1から1275-3まで、1276-1から1276-2まで、1278-1から1278-3まで、1279、1280-1から1280-2まで、1281-1から1281-2まで、1282から1283まで、1284-1から1284-2まで、1286-1から1286-2まで、1287-1から1287-5まで、1288、1289-1から1289-4まで、1290-1から1290-4まで、1291-1から1291-4まで、1292-1から1292-4まで、1293-1から1293-4まで、1340-1から1340-3まで、1341-1、1341-3、1342-1から1342-2まで、1345-1から1345-3まで、1378-3、1379-1から1379-2まで、1380-1から1380-2まで、1381-1から1381-3まで、1382-1から1382-3まで、1383、1384-1から1384-2まで、1385-1から1385-3まで、1386-1から1386-2まで、1387-1から1387-2まで、1388-1から1388-2まで、1391-1から1391-2まで、1392-1から1392-3まで、

1393-1から1393-10まで、1394-1から1394-10まで、1395-1から1395-2まで、1396-1から1396-3まで、1397-1から1397-2まで、1421-2から1421-6まで、2187-1から2187-2まで、2188-1から2188-2まで、2189-1から2189-3まで、2190-1から2190-2まで、2191-1から2191-4まで、2192-1から2192-4まで、2193-1から2193-4まで、2194から2195まで、2196-1から2196-2まで、2197、2198-1から2198-2まで、2199-1から2199-2まで、2200から2205まで、2206-1から2206-2まで、2207から2208まで、2211から2218まで、2219-1から2219-2まで、2220、2221-1から2221-2まで、2222-1から2222-2まで、2224から2227まで、2230、2233-1から2233-2まで、2235から2236まで、2241、2243、2245から2246まで、2247-1から2247-2まで、2248、2249-1から2249-4まで、2250-1から2250-2まで、2251から2256まで、2257-1から2257-3まで、2258から2260まで、2261-1から2261-3まで、2262-1から2262-2まで、2263、2264-1から2264-2まで、2265-1から2265-4まで、2268-1、2268-3から2268-4まで、船明字堀合1144-1から1144-7まで、1145-1、1146、1148-1、1149-1、1150-1、1152-1、1160から1162まで、1163-1、1164-1、1164-3、1168から1171まで、1177、1181から1183まで、1184-2、1185-1、1187-1から1187-4まで、1190-1、1191-1、1192-1、1192-3、1193-1、1195-1、1196から1200まで、1217から1220まで、1226から1227まで、1228-1から1228-3まで、1230-1から1230-2まで、1231-1から1231-3まで、1232-1から1232-2まで、1233-1から1233-2まで、1234から1240まで、1244-1から1244-4まで、1245-1、1246-1、1247-1、1247-3、1248-1から1248-3まで、1249-1から1249-2まで、1250、1252から1253まで、1256-1から1256-2まで、1258から1259まで、1264、1266、1272、1277、2209から2210まで、2223、2228から2229まで、2231から2232まで、2234、2237-1から2237-4まで、2238-1、2239-1、2240、2242、2244、船明字榎本1285-1から1285-3まで、1294-1から1294-4まで、1295-1から1295-5まで、1296-1から1296-4まで、1297-1から1297-4まで、1298-1から1298-5まで、1299-1から1299-5まで、1300-2から1300-5まで、1301-1から1301-2まで、1301-4、1303、13

04-1から1304-2まで、1305-1から1305-2まで、1306から1312まで、1313-1から1313-2まで、1314から1321まで、1322-1から1322-2まで、1323から1325まで、1326-1から1326-2まで、1327から1330まで、1331-1から1331-2まで、1332-1から1332-2まで、1333-1から1333-3まで、1334-1から1334-6まで、1335-1から1335-2まで、1336-1から1336-3まで、1337-1から1337-4まで、1338-1から1338-5まで、1339-1から1339-4まで、2162から2163まで、2164-1から2164-2まで、2165-1から2165-2まで、2166、2167-1から2167-2まで、2168から2174まで、2175-1から2175-3まで、2176、2177-1から2177-8まで、2178-1から2178-5まで、2179、2180-1から2180-3まで、2181-1から2181-3まで、2182から2184まで、2185-1から2185-3まで、2186-1から2186-3まで、船明字前畑1343-1から1343-2まで、1344-1から1344-2まで、1344-4、1346-1から1346-2まで、1347-1から1347-3まで、1348-1から1348-3まで、1349、1350-1から1350-5まで、1351-1から1351-2まで、1352から1353まで、1354-1から1354-2まで、1355-1から1355-2まで、1356-1から1356-3まで、1357-1から1357-2まで、1358、1359-1から1359-2まで、1360から1362まで、1363-1から1363-2まで、1364-1から1364-2まで、1365、1366-1から1366-7まで、1367-1から1367-2まで、1368から1374まで、1375-1から1375-3まで、1376-1から1376-3まで、1377、1378-1から1378-2まで、1389-1から1389-3まで、1390-1から1390-3まで、1398-1から1398-3まで、1399-1から1399-3まで、1400-1、1400-3、1400-5、1401-1、1401-4、1402-1、1402-3から1402-4まで、1403-1、1403-3、1404-1から1404-3まで、1404-7から1404-10まで、1405-1から1405-3まで、1406から1407まで、1408-1から1408-3まで、1409-1から1409-3まで、1410から1411まで、1412-1から1412-5まで、1413-1から1413-2まで、1414-1、1414-3、1420-1から1420-2まで、1420-4、1420-6、船明字川久保1522-1、1522-3から1522-9まで、1523-1、1523-3から1523-12まで、1524-1、1524-3から1524-9まで、1525から1526まで、1527-1から1527-2まで、1528から1529まで、1530-1から1530-2まで、1531から1532まで、1533-1から1533-2まで、1534から1537まで、

1538-1から1538-2まで、1539から1541まで、1542-1から1524-2まで、1543-1から1543-2まで、1544-1から1544-2まで、1545-1から1545-2まで、1546、1547-1から1547-4まで、1548-1から1548-2まで、1549から1563まで、1564-1から1564-4まで、1565から1570まで、1571-1から1571-3まで、1572-1から1572-4まで、1573から1575まで、1576-1から1576-3まで、1577から1578まで、1579-1から1579-4まで、1580から1581まで、1582-1から1582-3まで、1583から1584まで、1585-1から1585-2まで、1586-1から1586-3まで、1587から1593まで、1594-1から1594-3まで、1595-1から1595-2まで、1596から1598まで、1599-1から1599-2まで、1600から1603まで、1604-1から1604-2まで、1605、1606-1から1606-2まで、1607から1608まで、1609-1から1609-2まで、1610-1から1610-2まで、1611-1から1611-4まで、1612から1614まで、1615-1から1615-3まで、1616-1から1616-2まで、1617、1618-1から1618-3まで、1619-1から1619-3まで、1620-1から1620-3まで、1621-1から1621-3まで、1622から1624まで、1625-1から1625-2まで、1626-1から1626-2まで、1627-1から1627-2まで、1628から1632まで、1633-1から1633-2まで、1634、1635-1から1635-2まで、1636から1639まで、1640-1から1640-2まで、1641から1642まで、1643-1から1643-2まで、1644から1647まで、1648-1から1648-2まで、1649-1から1649-3まで、1650-1から1650-2まで、1651-1から1651-2まで、1652-1から1652-2まで、1654-1から1654-5まで、1655-1から1655-5まで、1656-1から1656-4まで、1657-1から1657-2まで、1658-1、1658-5、1658-8から1658-9まで、1658-11から1658-12まで、1707-1から1707-6まで、1707-16、1708-1から1708-4まで、1709-1から1709-4まで、1710-1から1710-5まで、1711-1から1711-4まで、1712-1、1712-3、1713-1から1713-2まで、1713-4から1713-5まで、1714-1から1714-3まで、1715-1から1715-2まで、1716-1から1716-2まで、1717、1718-1、1718-4から1718-5まで、1719-1、1720から1722まで、1723-1、1724-1、1726-1、1727-1、1728から1734まで、1735-1、1736-1、1737から1738まで、1850-1から1850-2まで、1851、1852-1から1852-3まで、1860-1から1860-2まで、

1861-1から1861-2まで、1874-1から1874-2まで、1875、1876-1から1876-2まで、1938から1939まで、1940-1から1940-5まで、1951-1、1951-3から1951-5まで、1951-7、1990-2、1991-2、2006、2008-2、2011-2、2014-2、2015-2、2016-2、2017-2、2018-2、2019-2、2020-2、2022-1から2022-6まで、2023-1から2023-5まで、2024-1から2024-5まで、2025-1から2025-3まで、2026-1から2026-2まで、2027から2028まで、2029-1から2029-2まで、2030-1から2030-2まで、2031-1から2031-2まで、2032から2035まで、2036-1から2036-2まで、2037-1から2037-2まで、2038-1から2038-3まで、2039、2040-1から2040-3まで、2041-1から2041-2まで、2042-1から2042-2まで、2043から2044まで、2045-1から2045-2まで、2046-1から2046-2まで、2047から2048まで、2049-1から2049-2まで、2050-1から2050-2まで、2051-1から2051-2まで、2052-1から2052-2まで、2053、2054-1から2054-2まで、2055から2056まで、2057-1から2057-2まで、2058、2059-1から2059-4まで、2060から2063まで、2064-1から2064-2まで、2065-1から2065-2まで、2066から2068まで、2069-1から2069-2まで、2070から2071まで、2072-1から2072-2まで、2073-1から2073-2まで、2074-1から2074-2まで、2076から2077まで、2082-1から2082-3まで、2083-1から2083-2まで、2084-1から2084-2まで、2085から2086まで、2087-1から2087-2まで、2088、2089-1から2089-2まで、2090、2091-1から2091-2まで、2092、2093-1から2093-2まで、2094-1から2094-4まで、2095-1から2095-2まで、2096-1から2096-2まで、2097-1から2097-3まで、2098から2099まで、2100-1から2100-3まで、2101-1から2101-3まで、2102から2103まで、2634-1から2634-3まで、2635-1から2635-3まで、2636-1から2636-3まで、船明字前後下1765-1、1815-2、1815-4、1843-2、1844-1から1844-2まで、1849-1から1849-2まで、1853-1から1853-2まで、1858から1859まで、1862-1から1862-2まで、1868から1870まで、1871-1から1871-2まで、1872-1から1872-2まで、1873-1から1873-3まで、1877-1から1877-2まで、1878-1から1878-2まで、1879-1から1879-2まで、1880、1881-1から1881-2まで、1882-1から1882-2まで、1883

から1884まで、1885-1から1885-2まで、1886から1891まで、1895  
から1898まで、1899-1から1899-2まで、1900、1901-1、1901-  
3、1926-2から1926-3まで、1931、1931-2、1932から1933まで、  
1933-2、1934-1、1934-3から1934-5まで、1935-1から1935  
-2まで、1936、船明字大谷路2075-1から2075-3まで、2078-1から20  
78-3まで、2079-1から2079-3まで、2080-1から2080-3まで、20  
81-1から2081-2まで、2104から2108まで、2109-1から2109-3ま  
で、2110-1から2110-2まで、2111から2116まで、2117-1から211  
7-2まで、2118から2121まで、2122-1から2122-2まで、2123から2  
124まで、2125-1から2125-2まで、2126-1から2126-2まで、212  
7-1から2127-3まで、2128-1から2128-2まで、2129、2130-1か  
ら2130-3まで、2131-1から2131-3まで、2132、2133-1から213  
3-3まで、2134-1から2134-6まで、2135-1から2135-3まで、213  
6-1から2136-3まで、2137-1から2137-3まで、2138-1から2138  
-3まで、2139から2140まで、2141-1から2141-3まで、2142-1から  
2142-3まで、2143-1から2143-2まで、2144-1から2144-2まで、  
2145-1から2145-2まで、2146-1から2146-2まで、2147から214  
9まで、2150-1から2150-2まで、2151-1から2151-2まで、2152か  
ら2154まで、2155-1から2155-2まで、2156、2157-1から2157-  
2まで、2158-1から2158-2まで、2159-1から2159-2まで、2160か  
ら2161まで、2266-1から2266-4まで、2267-1、2267-3から226  
7-5まで、2269-1から2269-4まで、2270-1から2270-2まで、227  
1-1から2271-2まで、2272-1から2272-2まで、2273-1から2273  
-2まで、2274-1から2274-2まで、2275、2277-1から2277-2まで、  
2278-1から2278-2まで、2279-1から2279-3まで、2280-1から2  
280-2まで、2281、2283から2284まで、2285-1から2285-3まで、  
2286-1から2286-2まで、2287-1から2287-2まで、2288-1から2  
288-2まで、2290-1から2290-2まで、2291-1から2291-2まで、2  
292から2295まで、2296-1から2296-2まで、2297、2299、2300  
-1から2300-2まで、2301、2305から2306まで、2311、2313-2、  
2314-2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、令和4年9月30日現在の登記簿による。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立西部中学校校舎改築工事（解体工事）	既存管理教室棟、特別教室棟、教室棟、給食室棟、渡り廊下、倉庫、外構工作物解体工事一式 鉄筋コンクリート造3階建 延 7,044㎡	421,300,000円	制限付 一般競争 入札 （総合評価方式）	浜松市南区渡瀬町 1000番地の1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔